経済建設委員会会議録

令和８年９月１５日（火）
（開　会）　　１０：００
（閉　会）　　１５：１３

【　案　件　】
１．認定第　１１号　令和７年度　飯塚市水道事業会計決算の認定
２．認定第　１２号　令和７年度　飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
３．認定第　１３号　令和７年度　飯塚市下水道事業会計決算の認定
４．認定第　１４号　令和７年度　飯塚市立病院事業会計決算の認定
５．議案第　９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
６．議案第　９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）
７．議案第１０３号　市道路線の認定
【　所管事務調査　】
１．飯塚市立病院の感染性医療廃棄物について
【　報告事項　】
１．飯塚市立病院の現状について　（企業管理課）
２．工事請負契約について　（契約課）

○副委員長
ただいまから経済建設委員会を開会いたします。
委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております認定議案４件の審査につきましては、一括議題とし、まず、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論・採決は保留し、最後に認定議案ごとに、討論・採決を行いたいと思います。
以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（　異議なし　）
ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。
それでは、「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの４件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。
○企業管理課長
「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の４件について、一括して補足説明いたします。
企業局の決算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。決算書に基づき、補足資料を作成いたしましたので、この資料に沿ってご説明いたします。
資料「令和７年度　企業局の決算について」をお願いいたします。
１ページをお願いいたします。まず、公営企業会計の予算の仕組みについて、３つの財布という例で説明させていただきます。
まず、第１の財布が収益的収支（維持管理費用）となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として水を作る工程で係る費用、施設の維持管理の経費、企業債を借り入れした際の利息がこの第１の財布から支払われます。
第２の財布が資本的収支（投資費用）となります。収入として企業債や一般会計からの補助

金・負担金があり、支出として建設改良費等の事業費、企業債元金の償還がこの第２の財布から支払われます。

第３の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金を貯めておく財布となります。前年度までに生じた第１の財布（収益的収支）の余り（利益）や現金支出を伴わない減価償却費などを入れる財布であり、いわゆる貯金のような性質があります。第１の財布や第２の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができません。

まず初めに、水道事業会計の決算について、ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。令和７年度の給水戸数は６万５７９戸で、前年度より増加、給水人口は１１万９６１５人で、前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

４ページをお願いいたします。令和７年度の年間総配水量は１４２４万６５３６立法メートル、年間有収水量は１２００万８０４１立法メートルとなっており、年間総配水量は前年度に比べ増加しているものの、年間有収水量は減少しております。有収率につきましても、８４．２９％となっており、前年度より１．５ポイント減少しており、令和６年度の全国平均８９．２１％及び類似団体平均値８８．３２％と比較して低い数値となっております。

５ページをお願いいたします。収支の状況について、ご説明いたします。この資料の金額については概算になりますのでご了承ください。収益的収支につきましては、収入合計が２５．８億円、支出合計は２４．４億円となっております。収支の結果として、収入の方が多く、１．４億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては内部留保資金等に積立てを行っております。

６ページをお願いいたします。料金収入と損益の推移をグラフで示したものです。今年度の料金収入は約２３億１２８３万９千円となっており、１億４２６５万７千円の黒字となっております。

７ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入合計が９．３億円、支出合計は２１億円となっております。資本的収支の不足額が１１．７億円となっており、この分につきましては、内部留保資金で補填しております。

８ページをお願いいたします。水道事業会計の内部留保資金残高の内訳です。資本的収支の過不足を調整しております。前年度期末残高は１６．８億円、令和７年度の資本的収支に不足が生じましたので１１．７億円のマイナス、当年度分となっておりますのが、減価償却費等の留保資金で１１．７億円のプラスとなり、令和７年度期末残高は１６．８億円となっております。その下に５年間の推移をグラフで示しておりますが、令和４年度以降の収支が黒字に転じたことで、内部留保資金残高が増加しております。

９ページをお願いいたします。水道事業会計の企業債残高の状況です。前年度期末残高が８３．９億円、令和７年度の償還額が５．３億円、新たな起債額が５．２億円、よって、令和７年度期末残高は８３．８億円となっております。

１０ページをお願いいたします。令和７年度の主な事業です。収益的収支では、主に水道施設運転管理及び料金収納等業務委託や給配水管緊急修繕委託等を行っております。資本的収支では、水道事業経営戦略に基づき、基幹管路及び重要給水施設への管路を重点的に、また、老朽化した施設及び設備についても計画的な更新を行っております。

１１ページをお願いいたします。財務・経営の状況（指標）です。経常収支比率は企業の収益性を示すもので、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標で、１００％を上回っていれば健全な経営状態であるとされております。令和７年度は１０５．３２％となっており、前年度より４．２１ポイント減少しておりますが、水道事業会計として健全な経営状態であることを示しております。

料金回収率は、給水に係る費用をどの程度水道料金で賄うことができているかを示す指標で、

１００％を上回っていれば水道料金で賄えているといえます。令和７年度は１０４．９６％となっており、前年度より４．７４ポイント減少しておりますが、給水に係る費用を水道料金で賄うことができているといえます。

１２ページをお願いいたします。次に、有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、数値が高いほど老朽化が進んでいると言えます。令和７年度は５１．０８％となっており、前年度より１．２４ポイント上昇しておりますが、類似団体と比較すると低い数値となっております。

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標で、２７．３４％となっており、前年度より０．８３ポイント上昇しており、類似団体と比較すると高い数値となっており、老朽化が進んでいると言えます。管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を示す指標で、０．５３％となっており、前年度より０．０７ポイント上昇しております。重要給水施設等配水管布設替工事においては、年間の管路更新延長が５．０６キロメートルとなり、経営戦略の目標である６キロメートルを下回っております。

次に、工業用水道事業会計の決算について、ご説明いたします。

１４ページをお願いいたします。契約件数は６者で、年間契約水量は、１３万３０５立法メートル、年間総給水量は、７万４４１５立法メートルとなっており、前年度に比べて年間総給水量は１万２４７３立法メートルの減となっております。

１５ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が５７４１万円、支出合計は５１４４万円となっております。よって、５９７万円の純利益を計上しております。この純利益につきましては内部留保資金等に積み立てております。工業用水道事業につきましては主な収益が他会計補助金となっております。

１６ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入、支出ともに合計が８５０７万円となっております。資本的収支不足額はありません。

１７ページをお願いいたします。工業用水道事業会計の内部留保資金残高の内訳となっております。前年度期末残高は８３６０万円、令和７年度の資本的収支に不足は生じなかったため補填はなく、当年度分は減価償却費等の留保資金で１９６３万円のプラスとなり、令和７年度期末残高は１億３２３万円となっております。その下に５年間の推移をグラフで示しております

１８ページをお願いいたします。令和７年度の主な事業となっております。浄配水施設整備事業として津原導水管更新事業負担金を支出しております。

続きまして、下水道事業会計の決算について、ご説明いたします。２０ページをお願いいたします。令和７年度の年間総処理水量は６５８万５０８１立法メートルで、前年度に比べ１５万６５６３立法メートルの減となっております。水洗化戸数は２万５１７７戸、水洗化人口は５万３８７９人で前年度に比べて増加しております。

２１ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が２１．１億円、支出合計は１９．４億円となっております。よって、１．７億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては内部留保資金等に積み立てております。

２２ページをお願いいたします。使用料収入及び損益の推移を示したものです。前年度と比較して、使用料収入は減少しておりますが、特別利益（貸倒引当金戻入益）や一般会計補助金等の増加により損益は増加しております。

２３ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入合計が５．７億円、支出合計は１２．８億円となっております。資本的収支の不足額が７．１億円となっており、この分につきましては、内部留保資金で補填しております。

２４ページをお願いいたします。下水道事業会計の内部留保資金残高の内訳です。資本的収支の過不足を調整しております。前年度期末残高は１０．９億円、令和７年度の資本的収支に

不足が生じましたので７．１億円のマイナス、当年度分は減価償却費等の留保資金で７．１億円のプラスとなり、令和７年度期末残高は１０．９億円となっております。その下に５年間の推移をグラフで示しております。

２５ページをお願いいたします。下水道事業会計の企業債残高の状況です。前年度期末残高が１０３．４億円、令和７年度の償還分が６．９億円、新たな起債額が２．２億円、よって、令和７年度期末残高は９８．７億円となっております。

２６ページをお願いいたします。令和７年度の主な事業となっております。施設整備事業として、鯰田地区汚水管渠布設（１工区）工事や、施設改良事業として、終末処理場電気設備改築工事などを実施しております。

２７ページをお願いいたします。財務・経営の状況（指標）です。経常収支比率は１０８．３％、経費回収率は１００％となっております。

２８ページをお願いいたします。有形固定資産減価償却率は４９．２７％となっており、前年度より１．３７ポイント上昇しており、類似団体と比較すると高い数値となっております。管渠老朽化率は法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示す指標で１３．０９％となっており、前年度より３．０３ポイント上昇しており、類似団体と比較すると高い数値となっており、老朽化が進んでいると言えます。管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を示す指標で、これまでは０％となっておりましたが、下水道事業開始当初に布設した管渠が法定耐用年数を経過し、令和７年度より管渠更新事業を開始したため０．０３％となっております。

最後に、病院事業会計の決算について、ご説明いたします。

３０ページをお願いいたします。収益的収支につきましては、収入合計が６．２億円、支出合計は６億円となっております。よって、０．２億円の純利益を計上しておりますが、現金による収支は、収入、支出ともに３．４億円となっており、長期前受金戻入による現金の収入を伴わない収益が利益となっております。

３１ページをお願いいたします。収益的収支の決算の結果、「剰余金計算」に記載しておりますように、当年度純利益に前年度繰越欠損金を加えた結果、当年度未処理欠損金は８億６５０７万円となっております。病院事業会計では、収益的収支は欠損金を繰り越しており、損失額が累積しておりますが、この欠損金は、現金の支出を伴わないため、この欠損金により病院運営への影響や病院事業会計の資金不足につながるものではありません。

３２ページをお願いいたします。資本的収支につきましては、収入、支出ともに合計が４．４億円となっております。資本的収支不足額はありません。

３３ページをお願いいたします。病院事業会計の企業債残高の状況です。企業債の元利償還金は、交付税の額を除き、指定管理者の負担となっております。

以上で、認定議案４件の補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、審査に入ります。

初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上でございます。監査委員にお尋ねいたします。１点は、企業会計については、市議会のチェックが届きにくい仕組みがあります。入札が公正に行われているかについて、どのような視点及び基準でチェックしたか、お尋ねをいたします。

○監査事務局長

地方公営企業会計の決算審査は、地方公営企業法第３０条第２項の規定により、市長から審査に付され、飯塚市監査基準第３条及び第４条第１項第１２号の規定の目的に沿って、決算、その他会計書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するものでございます。令和７年度決算審査におきましても、提出された決算書及び決算附属書類が地方公営企業関係法令に準拠し

作成されているか、経営成績並びに財政状態は適正に表示されているか、会計処理が会計法令に従って正しく行われているかに着眼し、関係職員の説明聴取等により行いました。
○川上委員
　入札が公正に行われているかについて、どのような視点及び基準でチェックしたかとお尋ねしたんですけれども、今、それに答えてもらったんですかね。
○監査事務局長
　決算審査につきましては、提出された決算書、その他関係資料が法令に適合しているか、計算が正確であるか審査を行っておりますことから、個別の事業を審査の対象としていないことから、入札について、個別具体的なチェック等は行っておりません。
○川上委員
　入札の実施、また、入札の結果、附属資料で提出を求めて、チェックをしていないということなんですかね。
○監査事務局長
　提出された書類につきまして審査を行っていることから、入札関係の書類まではチェックをしていないということでございます。
○川上委員
　企業会計全体として相当な入札があるんだけど、工事もあれば物品もありますし、それらについて、まずお尋ねしますけど、資料は提出を求めていないわけですか。
○監査事務局長
　決算審査に提出される書類等では、そこまでの個別具体的な資料等は求めておりません。
○川上委員
　それを求めないのはどういう理由ですか。
○監査事務局長
　決算で提出される関係書類については、そういう入札までの具体的な提出書類が提出されないからでございます。
○川上委員
　それは、監査委員は求める権限があるのに求めてないから企業局が出さないということなのか、求めるんだけども企業局は出さないのか。何か法ないし基準でそういうことが決まってるんですか。
○監査事務局長
　決算審査では、提出された決算その他関係資料が法令に適合しているか、計算が正確であるか審査を行っていますことから、個別の審査を行っていないということでございます。
○川上委員
　今のお話を聞きますと、提出されたものについて審査をするというお話なんですけど、それはさっきの繰り返しになりますけど、監査が提出されたものに対して、追加提出を求めるということを行えば提出されるんではないかと思ったりしたんですよ。その辺はどうなんでしょうか。
○監査事務局長
　提出されました書類について疑義が生じた場合には追加で提出を求めているところでございます。
○川上委員
　だとすれば、入札関係の資料が最初から出されていなければ、それに疑義が生じようがないかと思うんですけど、どうなんですかね。
○監査事務局長
　繰り返しの答弁となりますけれども、決算審査では、計数が正確であるか審査を行っており

ますことから、そういう入札関係の書類までは求めていないところでございます。
○川上委員
　監査委員に確認というのもあれですが、入札が公正に行われているかについては監査委員は確認できていないということですかね。
○監査事務局長
　決算審査におきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、計数が正確であるか審査を行っておりますことから、入札についてはチェックを行っていないというか、確認まではしていないということでございます。
○川上委員
　企業会計について飯塚市監査委員は入札が公正に行われているかについてチェックをしていないということです。
　２点目は、水道企業会計については、包括的民間委託事業者の発注が公正かつ適正に行われたかについて、どのような視点、基準でチェックしているか、したか、お尋ねします。
○監査事務局長
　先ほどの答弁と繰り返しになりますが、決算審査につきましては、提出された決算、その他関係資料が法令に適合しているか、計数が正確であるか審査を行っておりますことから、個別の事業を審査対象としていないものでございますので、包括的民間委託についても個別具体的にはチェックを行っておりません。
○川上委員
　企業局、それぞれの事業会計で、直接、入札をします。物品購入します。それについて、先ほど入札が公正に行われているかについてはチェックをしていないということでした。今お聞きしたのは、水道事業会計で包括的に一括して民間委託事業をやっていて、その委託事業者が薬品とか様々な物についての発注を行っているわけですよね。それについて、監査がチェックしようと思えば、資料を要求することはできるんですか。
○監査事務局長
　提出された書類等について疑義が生じた場合には、追加で提出書類を求めることものでございます。
○川上委員
　先ほどと同じことになるかと思いますけど、資料が提出されていなければ、独自の調査を、ホームページとかでいろいろ出している面も、直接、入札の場合はあろうかと思うけど、提出されていないものについて疑義が生じようがないんではないかと思うけど、監査委員はどう考えられますかね。
○監査事務局長
　決算審査につきまして、提出された関係資料が法令に適合しているか、また、計数が正確であるかを審査を行っていることから、そのような資料は求めないものでございます。
○川上委員
　先ほどから一貫して答弁されているのは、疑義が生じないので、チェック、追加の資料要求はしないというようなお話でしたけど、最初から提出がなければ、疑義の生じようもなかろうと思うんだけど。そこのところを聞いたんですけど。
○監査事務局長
　疑義が生じるかということではなく、決算審査につきましては、提出された資料が法令に適合しているか、計数が正確であるかということを審査をしておりますので、そちらの計数等に疑義が生じた場合に追加資料を求めているところでございます。
○川上委員
　そうすると、水道事業において一括で民間委託をかけてます。その事業者が様々に発注する

でしょう。それについては、決算を審査し、チェックし、意見をつくる過程において、何ら考慮していないと、監査委員意見書をつくる、作成する上で。そういうことで確認していいですか。
○監査事務局長
　決算審査についての着眼点が、監査委員としましては、法令に適合しているか、計数が正確であるかというところに着眼しておりますことから、そのようなことで行っております。
○川上委員
　細かいところまで聞いて、ありがとうございました。
　それだけに、議会の権限の範囲で企業会計についての決算チェックも非常に重要だということだと思いました。ありがとうございました。
○副委員長
　ほかに質疑はありませんか。
　（　な　　し　）
　監査委員の審査意見に対する質疑を終結いたします。
　暫時休憩いたします。
休　憩　１０：３２
再　開　１０：３３
　委員会を再開いたします。
　「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
○川上委員
　決算書と先ほどの追加資料説明の中で水道料収入があります。動向としては、説明のとおりなんでしょうけど、水道単価とそれから年間有収水量との関係で数字が出てると思うんですけど、単価という点でいえば、料金３５％アップ、２０２２年にしたんだけども、その影響というのはどういうふうになっているでしょうか。
○企業管理課長
　令和７年度の供給単価につきましては１９２．６１円となっており、前年度と比較しますと、微増しているところでございます。前年度の数字が１９２．４０円ということになっております。経営戦略と比較しても改善しているといえます。
○川上委員
　もしという質問は良いか分かりませんけど、２０２２年の平均３５％アップの改定をしていなければ、これはどういう状態になったかとか、そういう数字はないんでしょ。
○企業管理課長
　そういった積算のほうは行っておりません。
○川上委員
　今、水道料金は、先ほどから言っております民間委託の中で、料金回収までしてもらってるわけですけれども、その率はどういう状況になってるでしょうか。料金の回収状況といいますか、徴収状況というか、それをお尋ねしました。
○企業管理課長
　令和７年度の収納率につきましては、現年度分の収納率は令和７年度は９８．６４％となっており、前年度の９８．５１％と比較し、０．１３ポイント増加しております。過年度分を含めた収納率につきましても、令和７年度は９８．２８％、前年度の９８．１６％と比較して、０．１２ポイント増加しております。
○川上委員
　今、水道料収入についてお尋ねしたんですけど、３５％アップは市民にとってどのくらいの

負担感になっているかについて、何か評価したことがありますか。
○企業管理課長
令和４年１月の水道料金改定につきましては、平均で３５％という大幅な引上げをお願いすることとなりました。長引く物価高騰やコロナ禍など、市民の皆様の生活や地域経済が大変厳しい状況下におきまして、水道料金という生活に直結するインフラの負担を大きく増やしてしまったことにつきましては、市民の皆様に多大なるご負担をおかけしておりますことに対し、重く受け止めております。
しかしながら、一方で、本市の水道事業におきましては、多くの施設や管路が更新時期を迎えており、耐震化や老朽化対策は喫緊の課題となっておりました。さらに、人口減少や節水型社会への移行もあり、料金収入の基盤が縮小していく一方で、維持管理に係るコストや動力費等は高止まりを続けるなど、平成３０年度以降赤字が続き、このままでは将来にわたって安全安心な水道水を安定供給し続けることが極めて困難な状況となっておりました。
次世代に負担を残すことなく、水道事業を持続するためにはやむを得ないものであったと考えております。
○川上委員
それで、今度は内部留保についてなんです。３５％アップで、内部留保の目標が１５億７千万円ということだったんですね。昨年度決算では１６億８千万円と、先ほどの説明では７年度も結果として１６億８千万円ということなんですけど、これは、５年後に１５億７千万円に達するという目標だとすれば、１億１千万円を上回っているわけですよね、今の３年目で。このことについてどういうふうに評価しておるか、お尋ねします。
○企業管理課長
計画値と比較して純利益の減少等はございますが、内部留保資金の短期目標である１５．７億円を達成できておりますのは、計画値に比べ、入札執行残により事業費が減少していること、また、国庫補助金につきましても、計画値と比較して増加したことで、内部留保資金の減少を抑えられたことが主な要因ではないかと考えております。
○川上委員
労務単価、それから資材の値上げというのが、高騰というのがついたりしてることがありますけども、基本的には１．１億円程度の違いというのは想定の範囲なんですか。
○企業管理課長
投資計画の事業の目標である管路更新延長６キロメートルや事業費１３億円につきまして、いろいろな状況により、こちらについて目標達成に至っていないことが影響しているものと考えております。
○川上委員
私の質問は、５年後目標が１５．７億円なのに、３年で１６億８千万に到達してますよねと。いろんな社会的な影響があるんだけど、前倒しというか、現段階で１億１千万円上回ってるわけでしょ。これは想定内かと聞いたわけです。
○企業管理課長
繰り返しの答弁となりますけれども、事業費、工事が計画値よりも低い状況になったことで、内部留保が１億円増となったものと考えております。
○川上委員
そうすると、労務単価とか資材の高騰とかが社会的にはあってるんだけど、それよりももっと高い設定を企業局は考えていたので、こんなに上がっても低く抑えられましたという。だから、もともと高かったっていうことになるんですかね。
○副委員長
暫時休憩いたします。

休　憩　１０：４４
再　開　１０：４５
　委員会を再開いたします。
○企業管理課長
　内部留保資金の計画値の増につきましては、入札執行残により事業費が減少したこと、あと、計画していた工事を行うことができなかったので、結果的に執行残が積み上がったものと考えております。
○川上委員
　前段のほうは分かったんです。後段のほうなんですけど、計画どおりに執行できていた場合は、内部留保金は、残高はどのような感じか言えますか。もともとの計画があったわけでしょうから。
○企業管理課長
　計画値どおり工事を行うことができていた場合に、物価上昇等を前計画では加味しておりませんでしたので、そこら辺で目標よりは下回っていた可能性はあるかと思います。
○川上委員
　それはそうでしょう。
　３５％アップのときに、内部留保金は１０億円ぐらいだったんでしょ。それを５年後１５．７億円にしますっていうことですから、中間年のプランがあったわけでしょ。毎年度毎年度、留保金がこのようにたまっていくでしょう。使ってもたまるでしょう、使ってもたまるでしょうっていうことで、５年後１５．７億円の計画だったんじゃないんですか。だから、その辺の中間年の数字、残高の見込み、見通しの数字というのはないわけですか。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１０：４９
再　開　１０：５９
　委員会を再開いたします。
○企業管理課長
　水道事業の内部留保資金の残高の各年度の計画値と実績についてご説明させていただきます。まず、令和４年度につきましては、計画値が１０．２億円、実績が１１．４億円、１．２億円の増となっております。５年度につきましては、計画値１２．６億円、実績が１４．３億円、１．７億円の増となっております。６年度につきましては、計画値が１４．０億円、実績が１６．８億円、２．８億円の増となっております。７年度につきましては、計画値が１４．９億円、実績が１６．８億円、１．９億円の増となっております。
○川上委員
　その要因については、先ほど言われたキーワードとしては、入札、計画が執行できてない分、それから国庫補助金の３つが要素として、その理由になっているということなんですけど、そうしますと、そのことは当初に予想できたことではないかというふうにも思うわけですよね。
　そうしましたら、実施できない計画を掲げて、それにお金が必要だからと言って３５％のアップをしたと。そして、計画値よりも上回る内部留保金の残高を積み上げていってるということにならないかと思うわけですね。
　決算年度中に、昨年１１月から飯塚市上下水道事業経営審議会が行われています。この審議会については、さきに形をお聞きしようと思うんですけど、公開でやりましたね。これは基本的なスタンスとして、今後も公開ということでいきますか。
○企業管理課長
　今後も公開で開催したいと考えております。

○川上委員
　委員報酬は幾らですか。
○企業管理課長
　委員報酬につきましては１人５９００円となっております。
○川上委員
　委員が８人おられますね。選定基準は何ですか。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：０３
再　開　１１：０４
　委員会を再開いたします。
○川上委員
　委員の構成は、学識経験を有する者が４名、上下水道の使用者が３名、市長が特に必要と認める者が１名となってますよね。
　ここに委員の所属推薦団体とあるんですけども、麻生商事というのがあるんですね。これはどういう事情で、どういう判断で、どういう基準で選んだんでしょうか。
○企業管理課長
　青年会議所の代表として、委員として推薦でなっていただいております。
○川上委員
　なのに、「麻生商事（株）」って書いてる。どういうことですか。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：０５
再　開　１１：０６
　委員会を再開いたします。
○企業管理課長
　こちらにつきましては所属のみを記載させていただいて、推薦団体は記載しておりません。
○川上委員
　そうすると、飯塚青年会議所に推薦を求める理由は何かという質問があるんですよね。
○企業管理者
　経営審議会を設立したときに、事業者の方を２名ほどこの委員の中に含めたいということで、一つは嘉産協の中から推薦を頂きまして、もう一つは、若手経営者の中から１人、委員になっていただきたいということで、飯塚青年会議所から推薦をしていただいた委員さんを含めたところで委員のお願いをしております。
○川上委員
　理由がちょっとよく分かりませんね。
　それで、学識経験を有する者となってるでしょ。例えば、青年会議所から推薦のあった方、５、６、７番は、上下水道の使用者というところに今のお話だったら入るのではないかと思うわけですよ。それが学識経験を有する者の欄に入ってるわけですね。だから、企業管理者がせっかく答弁していただいたんだけど、そうすると、推薦理由がなくなってしまうんじゃないかと、この学識経験を有する者という欄の中では。
○企業管理者
　名簿の区分を改めたいと思います。
○川上委員
　それは当たり前のことと思うけど、そこまでして麻生商事を、ＪＣを入れるということをお

っしゃってるんですかね、今後も。
○企業管理者
　飯塚ＪＣのほうから推薦していただいた方が麻生商事の方でありまして、また、今後、改正のときには、また青年会議所にご相談申し上げて、推薦を頂くということになりますので、特定の個人とか団体にこだわった選定はしておりません。
○川上委員
　飯塚青年会議所に学識経験を有する者として推薦をお願いしますというふうに言ったんですか。あるいは、上下水道の使用者ということで推薦を依頼したんですか、どっちなんですか。
○企業管理者
　推薦をお願いするときは、そこまで細かくご説明はせずに推薦をお願いしたというふうに認識しております。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：１０
再　開　１１：１３
　委員会を再開いたします。
○企業管理者
　先ほど、審議会委員の選定の区分を改めますというふうに申し上げましたけど、学識経験者のほうに入れるのか、上下水道の使用者のほうに入れるのか、もう一度中身をよく吟味して、区分については検討したいと思います。
　飯塚青年会議所の方にご推薦いただいた理由としましては、公営企業も企業会計でやっておりますので、若手の経営者の方に経営審議会の中に入っていただいて、いろんなご意見を若手経営者の目から見た企業会計に対するご意見を頂きたいと思って、青年会議所からご推薦を頂いたということでございます。
○川上委員
　市民が求めている一つは、公正で透明な水道事業だということだと思います。
　それで、先ほどお金の話をしましたけど、この決算年度中に行われた上下水道経営審議会の答申書が今年３月３０日に出てるわけですね。これはなかなか大変な答申書になってます。それは、基本的に市長の諮問どおりと、企業局の諮問どおりということなんで――――、これは市長の諮問か。
　それで、今後１０年間の毎年の投資額を見直してくださいってなってるじゃないですか。ちょっと紹介してもらっていいですか。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：１６
再　開　１１：１８
　委員会を再開いたします。
○川上委員
　それでは、飯塚市上下水道事業経営審議会が令和８年３月３０日付で飯塚市長宛てに提出した「飯塚市上下水道事業の経営状況等について（答申）」を資料として提出していただきたいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。
○副委員長
　執行部にお尋ねします。ただいま、川上委員から要求があっております資料は提出できますか。
○企業管理課長

提出できます。
○副委員長
お諮りいたします。ただいま、川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。
暫時休憩いたします。
休　憩　１１：２０
再　開　１１：２２
委員会を再開いたします。
○川上委員
次は、管路経年化率を先ほど説明いただきました、資料で。そこで、管路延長９６１．６９１キロメートルに対し、法定耐用年数を経過した管路延長２６２．９５キロメートルとなってます。この分子のほうです。法定耐用年数を経過した管路延長２６２．９５キロメートルはどういうふうに把握してるんですか。
○上水道課長
分子につきましては法定耐用年数４０年を超えた管路の延長でございます。
分子の延長につきましては、固定資産台帳から算出しております。
○川上委員
それは、表計算ができるようなもので、１年たてば自動的に２６２．９５キロメートルが把握できるようになってるわけですか、自動的に。
○上水道課長
固定資産台帳から出す管路延長につきましては、当年度分の延長をプラスして、除却分をマイナスしているという状況でございます。
○川上委員
先ほど、質問を省略して今ここに来てるんだけど、過大な数字が何らかの事情で出たりしてないのかなというふうに心配したわけですよ。
それで、今、台帳で管理は当たり前と思うけれども、それは電子台帳で、間違いようがないような台帳なんですか。合計に１．２５倍するとか、何かそういうような仕組みになってないかとか、こういう疑問を持つのは先ほどの質問の流れではあるんですよね。仕事し切らないくらい計画を立てて、残高は計画値をオーバーしていくということになっていくと、仕事の見積りが、計画値が過大ではないかというふうに心配したわけですよ。だから、この数字をどういうふうに押さえておるのかを確認したかったんですね。
○上水道課長
固定資産台帳の数字につきましては財務会計システムの中に格納されてあるデータから出しておりますので、その操作とかいうところはできないようになっております。
○川上委員
ここで言う管なんですけども、対象となる管はどういう管なんですか。
○上水道課長
対象となる管につきましては配水管となります。
○川上委員
配水管が全てですか。大きい物とか、そういうのはないんですか。
○企業管理課長
水道管の中には、配水管と給水管、大きく分けると、この２つがございまして、経年化率とかで使っている物については配水管のみで、対象としてるのが口径７５ミリメートル以上の比

較的大きな管としております。
○川上委員
　ここの分子のところの管路延長は本管７５ミリメートル以上の物だけを対象にしているということで理解していいですか。
○上水道課長
　そのとおりでございます。
○川上委員
　この数字が正確でなければ、仕事ができないぐらいの計画になる可能性があるわけですね。
　次に、水道料収入との関わりもありますけれども、市民に対する給水責任を果たすということなんですけど、今、水道事業では、１戸の世帯には給水ができないということになってるんですかね。
○上水道課長
　１つの世帯には給水ができないということではございません。１つの世帯が水道を引こうという場合は、もちろん引くことは給水区域内であれば可能ですけども、給水装置の工事につきましては、個人負担といいますか、事業者様のご負担となります。
○川上委員
　筑穂の大分地区の方で、本管から少し離れた所に、農道の通った先に２戸あるんだけど、１戸はもう井戸で大丈夫と、１戸が水道を希望してるわけですね。そこの方が水道局のほうでは対応できませんと言われてるじゃないですか。そこのところをお聞きしたいわけですよ。
　希望する市民に給水を果たすという責任が水道事業であるんではないかと思うけど、どうしてそういう１戸の場合、駄目なのか、ちょっとよく分からないんです。
○上水道課長
　１軒の方が水道の配水管から引き込むファンにつきましては、給水装置と呼ばれるものでございまして、その負担区分については、個人というか、引かれる方となっております。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：３１
再　開　１１：３１
　委員会を再開いたします。
○上水道課長
　飯塚市水道事業給水条例におきまして、第１２条、給水装置の工事費は工事申込み者の負担とすると規定されております。
○川上委員
　それは分かるんですよ。
　本管から農道を通った所に、１戸希望している方が給水が受けられないというふうに現実になってるじゃないですか。どうしてかと。この方が今の答弁とかみ合わせれば、自己負担はしたくない、１００％企業局でやってくれと言ってるわけじゃないわけですよね。それでも、水道お断りっていうことになってるわけでしょ。何によってるのかと。
○上水道課長
　あくまでも１軒ですと、給水装置工事になるため、どうしても申込み者の負担ということになります。２軒以上同時に引き込むということになれば、共同である管につきましては配水管となり、その配水管の工事負担につきましては、内規のほうで設計金額の３０％を個人負担、７０％を局のほうで負担するというような負担割合になっております。
○川上委員
　２つ分からないんだけど、よくなったんだけど。まず、１人、１戸でも、自己負担であれば

給水しますよということなんですか。まずお聞きします。
○上水道課長
　そのとおりでございます。
○川上委員
　それは１０割負担ですよという意味なんですか。
○上水道課長
　そのとおりでございます。
○川上委員
　それで、２戸の場合であれば、３割負担ですと。仮に、２戸だった、２戸以上という場合、１５％、１５％になるわけですね。それはどこに違いがあるんですか。
○上水道課長
　第１項ですと、その方の専用管ということになりまして、区分としましては給水装置ということになります。給水装置につきましては１００％工事申込み者の負担となります。２戸以上になりますと配水管という取扱いになりまして、個人専用ではなく、共同で使う管ということになりますので、負担割合が変わってくるということになります。
○川上委員
　水道事業は、原則として、希望する方に全力で水道を給水しなければならないと思うわけですよ。それとの関係で、今、企業局が持っている内規というのが適正なのかと、適正というか、適切なのかというふうに思うわけですね。
　そこで、企業局には、今言われた１戸の場合に該当するような方々からの給水の希望というのはどのぐらいありますか。
○上水道課長
　現時点でどのくらい希望者がおられるかというのはちょっと把握しておりません。
○川上委員
　今までは井戸で対応できたけど、様々な状況の変化によって、やっぱり頼りになるのは水道だということで、希望されるようになってる方々も、私もお聞きすることが先ほどの方以外にもあるわけですよね。そういった点でいえば、財政のことも考慮しなければならないとは思うんだけど、企業局で作成している内規について見直すというのもいるのではないかというふうに思いますので、この際、意見を述べておきたいと思います。
○副委員長
　今、お手元のタブレットに資料を通知しました。
○川上委員
　そうしたら、せっかく資料要求に応えていただいていますので、これを見ながら先ほどの質問に答えてもらっていいですか。必要なら全体について説明してもらってもいいけど、お願いします。
○企業管理課長
　先ほどの質問で、今後１０年間の毎年の投資額ということでしたのでお答えさせていただきます。現在の施設設備が６．２億円、管路が６．８億円という目標を、施設設備については８．８億円、管路を１２億円と、目標を上方修正しております。
○川上委員
　先ほどから決算説明があって、質問しておりますけど、基本的に、この数年間だけでも計画を持っている。それから、お金も集めました。だけど、仕事ができません。という状況で、内部留保残高が計画値を超えていっているということでしょ。
　それなのに、令和７年度の事業経営審議会に対する諮問及び答申は、もっと仕事しますというので、お金がこんなにかかりますっていうふうに書いているでしょ。

例えば、施設設備は１．８億円増やして８億円にしますというじゃないですか。それから、管路は５．２億円増やして１２．０億円増やしましょうっていうわけでしょ。

今でも仕事ができないのに、こんなに大幅に増やしていって何なのかと。これは計画的に実現可能な計画なのかと。そして、これをやるためにお金が要るでしょう。

２ページの中ほどに料金改定率と書いているじゃないですか。平均で２２％の料金改定が必要であるってわけでしょ。これだけ値上げして、これは５年後も値上げしたらどうですかって諮問したんだけど、これだけ値上げして仕事ができるのかと、今でもできてないのに。ため込み金って言ったらちょっとどうかと思うけど、内部留保金だけどんどんたまっていくことになるんじゃないですかと。

こういうような答申を受け取ってると思うんだけど、企業管理者、この答申を受け取って、どういう感想でしょうか。

○企業管理者

質問が言われますように、内部留保資金に限っては、計画値よりも少し実際のところが上回った。留保資金ができておりますが、収益のほうでいいますと、計画値よりもかなり低い収益できております。だから、その辺は踏まえたところで、今回の新たな投資財政計画を策定はしておりますし、委員が言われました計画どおりいくのかというお尋ねですが、この留保資金を捉えて言われておりますが、計画どおりいかなかっただけじゃなくて、先ほど、企業管理課長が言いましたように、国庫補助金が計画値よりも少し入ってきた要因等もありますので、その辺を踏まえて、きっちり、今回新たに策定しました経営戦略については実行できるということで策定しております。実行できるように全力で取り組んでいくと。そういう思いでおります。

○川上委員

決算の審査なので、決算の実績から来年度予算編成に生かすもの、教訓とか引き出すというところまでが決算の仕事だと思うんですけど、今、企業管理者がおっしゃいましたけど、この中には、水道料金の問題から値上げをしなければならないとかいうふうには書いてないんですよ。やっぱり、投資、設備更新の関係のみなんですよね。

だから、確かに老朽化したものをきちんと手当てしてないと、少し揺れたぐらいで漏水したり破損したりするのは困るけど、もちろん。しかし、先ほど経年劣化の経年化のことも聞きましたけど、過大に見積もる空気が蔓延して、そして、もっぱらそのことによって、スピードとか、老朽化が進んでるとかいうことで、もう次々に値上げがされるということについては、よくよく考えなければならんのではないかと。

３月にこの答申が出て、６月定例会に値上げ条例が出るんではないかと、９月はどうかと、ずっと心配してました。市民はこのことの存在すら知らない方がもう圧倒的と思うんですよ。そして、毎日３５％の水道代が高かったなとか、国・県の、また、市の支援もなかなかなくて暮らしが大変っていう状況だと思うんですね。

そうした中で、全力で頑張るというのは、頑張り方があるんではないかと。水道事業を適正にしていくっていうことと、その中に、やっぱり市民の暮らしを大事にするっていうのと、きちんと考えておかないと失敗するんではないかという心配をしているわけです。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

（　な　　し　）

質疑を終結いたします。

次に、「認定第１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

工業用水については、収入と補助金と、そして、支出のバランス上のことについて、ずっと

テーマになって、課題になってましたけど、実際の収入があるほうなんですけど、事業者、使用者との関係では、使用契約というのはどういうふうになってるんでしょうか。
○企業管理課長
　工業用水道により給水を受ける場合は、飯塚市工業用水道条例に基づき、１日の予定使用料等を定めて、企業管理者宛てに給水申込みを提出し、企業管理者は１日給水量等を決定し、通知するものとなっております。
○川上委員
　内容においてなんですけども、単価が、給水、供給する単価と、もらう単価との差というのは、契約書の中ではどうなってるんですか。
○企業管理課長
　契約書ではなく申込書になりますので、そちらについての記載はされてはおりません。
○川上委員
　契約書はないわけですか。申込書というのはどういう感じなんですか、項目的にいうと。
○企業管理課長
　申込書の内容につきましては、企業管理者宛てに事業者が提出するものになります。受水場所、受水施設名、１日予定使用料、１時間予定使用料等を記載し、申込みを行うものです。
○川上委員
　そのときの料金については、企業局あるいは使用者の認識は決まったことがあるんでしょうけど、料金についてはどうなっとるんですか。それは供給単価の明示がされているのか。
○企業管理課長
　料金につきましては、飯塚市工業用水道条例に基づき算出された額の使用者にお支払いしていただくことになります。
○川上委員
　使用者は水道のほうに申込むだけで終わりなんですか。市長との関係が何か生じるわけではないわけですか。
○企業管理課長
　企業管理者宛てに申込書を提出し、企業管理者が決定通知を出す形になります。
○川上委員
　使用者は安く供給を受けてるわけでしょう。そうすると、幾ら使っても不足する分は飯塚市が出すということになってるわけですか。それは幾ら使ってもいいわけですか。
○企業管理課長
　契約水量につきましては基本料金で１立方メートル当たり３０円、追加分については１立方メートル当たり６０円となっております。これを超える分につきましては、基本的には補助金で賄うこととなります。
○川上委員
　ですから、それを超えた分は幾ら超えてもいいわけですか。幾ら超えようと――――。その分だけ経営にマイナスになるわけでしょ。それは必ず上限なしで飯塚市が補助金で出すと、払うという仕組みになってるんですか、今。
○企業管理課長
　工業用水道条例の第３条において、給水対象として、工業用水の供給は１日５０立方メートル――――。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：５１
再　開　１１：５２

委員会を再開いたします。
○企業管理課長
補助金交付要領におきまして、超えた分というか、資金不足については、全て一般会計からの負担となっております。
○川上委員
決算年度では４２２４万円になってるでしょ。これはずっと続くわけでしょ、大体。
それで、水量はもう答弁はないけど、どれだけ使っても足りない分は、一般会計、市長のほうが出さないといけないと。これは４２００万円から、場合によっては増えていくこともあるじゃないですか。そういうことかと聞いたんですけど。
それで、そうだということでしょ。
○企業管理課長
そのとおりでございます。
○川上委員
使用者はどこですか。
○企業管理課長
会社名を申し上げます。日本タングステン株式会社、大阪石材株式会社、九州白水株式会社、沢井製薬株式会社、株式会社ススギ、農政センター、一般社団法人飯塚市スポーツ協会の６者となっております。
○川上委員
地元企業は別としてもですよ、地元企業というか、比較的小さな企業は別としてですよ。大きな企業の場合、料金改定について、相談したことが過去あるんでしょうか。
○副委員長
暫時休憩いたします。
休　憩　１１：５５
再　開　１１：５６
委員会を再開いたします。
○企業管理課長
料金改定については検討したことはございません。
○川上委員
そうすると、昭和４５年といいますから、１９７０年、何年たってますかね。そのときに、誘致するときに、普通、５年常勤で市内の方を雇用してくださいとか、そういうのは言うけど、これは年限の定めなくやっていくということで約束して企業を誘致してるんですかね。
○企業誘致推進課長
ただいま言われた年限を切ってというようなことは、企業誘致のほうではそういうふうな形でのお話等はしないで、多分、今まで工業用水をこのまま継続使用していくということを確認しながら、誘致活動のほうはしていっております。
○川上委員
逆に、永遠ですということもないわけでしょ。
○企業誘致推進課長
施設の耐用年数等もございますので、更新が伴えば、また、受益者負担であったりということは、当時から多分想定はしていたものというふうに考えております。
○川上委員
それで、体力のない会社に無理なことを言うというのはどうかと思います。それで、大きいところについては、経営状況もやっぱりきちんとつかんで、そして、協議を行っていくというのは妥当なことではないかなというふうに思います。地元の小さいところは全く別の話です。

○副委員長
　ほかに質疑はありませんか。
　（　な　　し　）
　質疑を終結いたします。
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：５９
再　開　１３：００
　委員会を再開いたします。
　次に、「認定第１３号　令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
○川上委員
　説明資料の２１ページに雨水処理負担金１．９億円があります。説明をお願いします。
○企業管理課長
　雨水処理負担金につきましては、繰出基準である雨水処理に要する経費として、令和７年度は１億７２４６万９３４２円を、雨水浸水対策事業を運用する経費として１４５６万５４０５円を、合計１億８７０３万４７４７円を受け入れております。
○川上委員
　それぞれの金額の根拠をお尋ねします。
○企業管理課長
　雨水処理に要する経費につきましては、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額となっております。詳細を申し上げますと、減価償却費、支払い利息、維持管理費となります。
　次に、雨水浸水対策事業に要する経費になりますが、令和元年から６年度にかけて、市長部局において下水道事業の補助金を活用し、水江雨水ポンプ場新設事業及び浦田第１雨水幹線整備事業を実施しております。この事業において借り入れた企業債の元利償還分となっております。
○川上委員
　後段のほうは分かりました。１億７千万円のほうが、この金額の根拠が分からないんですけど。
○企業管理課長
　申し訳ありません。今ちょっと資料を持ち合わせておりません。
○川上委員
　いつ答弁ができるんですかね。
○企業管理課長
　後ほど説明はさせていただきたいと思います。今ちょっと資料を取り寄せておりますので。
○川上委員
　この下水道事業会計の決算審査中に資料が来るということですかね。
　それでは、先ほど水道でもお尋ねしたと思うんですけど、管渠老朽化率、これは資料の２８ページの真ん中にありますけど、管渠延長の管理はどういうふうにしているかが気になったんですよね。教えてください。
○下水道課長
　管渠の管理につきましては地図情報システムで管理をしております。
○川上委員
　それが劣化していくわけでしょう。劣化というか、法定耐用年数を経過していくわけですね。それは正確に４３．４５キロメートルとかいうのは、間違いなく分かるようになってるんです

か。
○下水道課長
　地図情報システムに情報を入力してますので、そこから算出しておりますので、間違いございません。
○川上委員
　関連してですけども、管渠の破損等による事故発生、点検などはどのように行ってますか。
○下水道課長
　下水道管が破損したことが原因で道路が陥没したようなことはございません。
　また、近年の調査、点検状況につきましては、平成３０年度に１２．１キロメートル、令和元年度に９．２キロメートル、令和５年度には０．４キロメートル、令和６年度に４キロメートル、令和７年度に腐食管渠の高い箇所の１６か所のマンホールを実施しております。
　また、日常的には、硫化水素が発生しやすい箇所や油脂等が原因で閉塞があった箇所を調査、点検し、管渠の状態を確認しております。
○川上委員
　大体良好、施設も良好だし、点検もスムーズにいってるという理解でいいですか。
○下水道課長
　点検調査をしたときに緊急度の判定をやっておりまして、その中では、緊急度の１、２、３がありまして、緊急度１というのが比較的速やかに工事をやるところに該当するものになります。その分につきましては、明星寺団地から徳前地区にある管渠が約３キロメートルありまして、それが緊急度１になっておりまして、その分を委託をかけて調査、実施するような形になってます。
　それ以外につきましては、緊急度２以下の状態になっている状態です。
○川上委員
　基本的に計画どおりにいってるというような趣旨と思いますけど、先ほど提出していただいた上下水道事業経営審議会の答申の中で、令和６年度までの実績を踏まえてということと思いますけれども、現在の施設設備の更新費用が４．５億円、管路の更新費用が３億円という目標を引き上げるというわけですね。それで管路は３億円から４．８億円へ１．８億円引き上げるというんですよ。これは上方修正することが妥当であると書いてあるんだけど、これは諮問どおりの答申なんですか。
○企業管理課長
　諮問ではそういった数字は出しておりません。
○川上委員
　諮問していないんだけど、こういうことを審議会は出してくるわけですね。しかし、審議の過程で、皆さんのほうから、６年度あるいは７年度途中だけど現状についての情報提供があって、この数字が出てくるんではないかと思うんですよ。
　この数字はどういう数字なんですか、３億円を４．８億円にするというのは。
○下水道課長
　この数字はストックマネジメント計画の中での数字になります。
○川上委員
　この数字の正当性っていうか、根拠性っていうか、皆さんが情報提供しなければ、審議会が独自の数字でということはあり得んでしょうから、これらが課題になっていないのかと、水道でも指摘しましたけど。そして、１０％値上げを、３８億円、内部留保をためないといけないということで、５年おきに値上げしていきましょうとかいうような諮問になっていってたんだけど――、何かそういうふうに過剰、過大な計画を立てて、それに下水道使用料だとか、住民負担が過大になってきてるんではないかという気がしてるわけですね。

そこで、企業債残高の数字を出していただいております。これは２５ページです。この数字は計画との関係でいうと、どういう計画あるいは見通しとの関係では予定どおりのことになってますか。
○企業管理課長
令和７年度の企業債残高は９８．７億円となっております。下水道事業会計におきましては、企業債残高の抑制のため、事業費の８０％の借入れを行っております。企業債につきましては、その年度に予定されている事業費によって借入れ額が異なり、今年度に返済する金額につきましても、借入れ額により増減する形となっております。
企業債残高につきましては、先ほども申し上げましたが、企業債残高抑制のため、目標を令和元年度決算値１０９．６億円より減少させることを目標としております。企業債借入れ額を対象の８割としておりました。令和７年度については９８．７億円となっており、目標値と比較して、１０．９億円の減額となっております。目標は達成しております。
○川上委員
企業債の発行年度は大体いつ頃が多いですか。時期的なことです。
○企業管理課長
時期的には、年度末、３月の発行がほぼです。３月の発行となっております。
○川上委員
私が聞きたかったのは、１０年前とか、１５年前とか。それで、その次の質問は、その頃の金利、利息はどのくらいだっただろうかという問題意識です。
○副委員長
暫時休憩いたします。
休　憩　１３：１３
再　開　１３：１５
委員会を再開いたします。
○企業管理課長
企業債の発行総額の大きな年度といたしまして、令和６年度３月２８日に３億８６８０万円の借入れを行っております。こちらにつきましては先ほど説明させていただきました雨水浸水対策事業に要する経費ということで、水江雨水ポンプ場新設事業及び浦田第１雨水幹線整備事業の借入れとなっております。
○川上委員
今、利息が１．数%というのが多いようですけど、政権の動向にもよりますけど、長期金利が上がっていったとするでしょ。そうすると、今後、企業債の発行においても、返済というか、返還というか、そういうのをよくよく考えておかないといけない時代にもう入ってくるんではないかと。気候危機の問題もありますけど。
そうした中で、今、既に企業債の発行をできるだけ抑制しようという努力をされてるということでしたけど、一方で、国の補助金の関係で言いますと、これがウォーターＰＰＰの関係で、数か年に渡るような事業については、国の補助を取るのが難しくなったために、投資を見送っているようなところがないのかと心配をしてるわけですよ。そういうことはないですか。
○下水道課長
令和９年度以降の管渠の改築につきましては、令和８年度にウォーターＰＰＰを公募または実施していることが国の補助金の要件となっており、本市は令和８年度にウォーターＰＰＰの公募をしていないため、令和９年度以降は、管渠改築の補助が活用できない状況です。そのため、令和７年度に、硫化水素の発生しやすい圧送管の吐き出し箇所や、落差のあるマンホール等を調査点検し、緊急度を評価しております。その結果といたしましては、実施が必要な箇所があったため、令和８年度に、令和９年度実施予定箇所を実施するようにし、令和９年度は

管渠改築を実施できない状況ではありますが、ウォーターＰＰＰによる事業進捗の影響は今のところございません。
○副委員長
暫時休憩いたします。
休　憩　１３：１９
再　開　１３：１９
委員会を再開いたします。
○企業管理課長
先ほど、雨水処理に要する経費の金額の内訳をということで、質問を頂いておりましたので、答弁させていただきます。
まず、維持管理費として６００２万３２３円。利息における雨水処理負担金として４３１３万６７８円。減価償却費の内、雨水分が８３５１万１１４６円。資産減耗費のうち雨水分が３７万２６００円。合わせて１億８７０３万４７４７円となっております。
○川上委員
さっきの１億７千万円という数字より大きい数字になっているのはどういうことですか。
○企業管理課長
すみません、失礼いたしました。利息における雨水処理負担金が、先ほど、４３１３万６７８円と申し上げましたが、これは一応全ての利息の分になりまして、雨水分に係る部分につきましては、２８５６万５２７３円となりますので、雨水処理に要する経費は１億７２４６万９３４２円となっております。
○副委員長
ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
質疑を終結いたします。
次に、「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
○川上委員
飯塚市立病院について、細かく入る前に、全体的なことについてお聞きしたいんですけど、国の統廃合対象の名簿に登載されてたのが２０１９年９月だと思うんですね。その後、議会は名簿から外すように要求したんだけど、その後、市として国に対象名簿から外すよう要望していますか。
○企業管理課長
国に対しての要望はしておりません。
○川上委員
分かりました。
病院事業会計なんですけど、地域医療振興協会に委託しているわけですけれども、人事院勧告で公務員の賃金引上げ勧告が出た場合に、地域医療振興協会で働く職員との関係では何か影響がありますか。
○企業管理課長
指定管理者の給与の関係につきましては把握をしておりませんので、分かりかねます。
○川上委員
分かりました。
把握することはできるんですか。
○企業管理課長
確認はできるかと思います。

○川上委員
　分かりました。
　収入についてなんですけれども、国交付金、１病床当たりで単価が計算されてるんでしょうか。
○企業管理課長
　７２万円となっております。
○川上委員
　ここに、一般会計交付金２．２億円と書いてあるのがそのことなんですね。
○企業管理課長
　そのとおりでございます。
○川上委員
　ベッド数２５０床で掛けてるんですか。
○企業管理課長
　ベッド数につきましては２２９床分で算出しております。
○川上委員
　２２９床というのはどういう数字なんですか。
○企業管理課長
　算定病床数になります。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１３：２６
再　開　１３：３０
　委員会を再開いたします。
○企業管理課長
　こちらについては算定病床数、２２９床を掛ける形となるんですけれども、この算出方法につきましては、過去４年間の稼働病床数及び最大使用病床数を算定式により算出したものになります。
○川上委員
　それはいつから、その算出方法になってるんですか。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１３：３２
再　開　１３：３３
　委員会を再開いたします。
○企業管理課長
　病床数の考え方が変わりましたのは、令和５年度予算からとなっております。これにつきましては、交付税の算定要領の変更により、病床数の計算が変わったものとなります。
○川上委員
　国のほうは全国の公立・公的・私立問わずベッドを減らしていくと。医者も減らしていくと。それは廃止という手段もあるし、ダウンサイジングという方法もあるし、そういう意味では、彼らとしては２０１９年９月に名簿登載した７００以上の病院の、それは諦めないというような流れの中で２５０床が２２９床に変わるような算定基準の変更をしたのかなと思うんですけど。
　それによって、先ほどの単価で――――、単価の問題もありますけど、ざっと考えただけでも１５００万円以上の交付金が減になっていると。それは先ほど言ったような、ベッド減らしと

いうのと、軌を一にしたところがあるんではないかなと心配するわけですね。
そこで、本市ないし全国の公立病院協議会みたいな組織があるでしょ。そこのほうで、国に対して、これの見直し、再見直しというか、その声は上がっていないのか、または本市として国に見直し、病院にとって良いほうへの見直しの要望とかしたことがないのか、聞いておきたいと思います。
○企業管理課長
病床数単価及び病床数に係るものに関して要望したことはございません。
○川上委員
共産党としては、この間、指摘もし、要望もしたことがありますけど、病院本体がですね、損益計算書を見ますと、Ｒ７年度は１億７９００万円余の税引き前の当期利益が赤字となってるわけですね。令和６年度も８９００万円程度の赤字と。コロナが第５類に変更になった後、国の補助金の関係もあってのことでしょうけど、転落しているという状況で、病院を赤字状態に置いているといいことないよねと。病院はいつも一定のゆとりのある状態にしておかなければ、いざというときに間に合わないんではないかというふうに心配するわけですよ。特に、熊本みたいに震災が起こったときに、各医療機関で引き受けるんだけど、対応するんだけど、市立病院としてはスタッフも含めてゆとりのある状態を確保しておく必要があるんじゃないかと。ベッドを減らそうなんてことは絶対にあり得ないんじゃないかと思うんですね。
それで、次は補助金２千万円があるんですけど、これはどういう内容なのか、お尋ねします。
○企業管理課長
２千万円の内訳としましては、病院事業債借入れの利息の一般会計負担分と、僻地の県からの補助金になっております。
○川上委員
これは基準があるんでしょうけども、これについても改定を求めて、補助を強化する、補助金を強化してもらうということは可能ではないのかと思うんですけど、どうでしょうか。
○企業管理課長
指定管理者との協定により、交付金は、病床数及び政策的医療に算入される交付税の範囲内での交付としており、補塡等は市のほうで行うこととされています。（発言する者あり）公立病院に対する補助金等の財政措置を講じるよう要望する福岡県市長会の議案に飯塚市として相乗りをしたことはございます。
○川上委員
今、相乗りと言われましたか。力を合わせたということですね。
それで、先日、経済建設委員会として、市立病院の敷地及び内部の全身ＣＴを見させていただきました。その折に、現在使っていない宿舎のことについて説明を受けたんですけど、これは病院事業会計の範囲の中のことなんでしょうか。
○企業管理課長
現在使っていない老朽化した職員宿舎につきましては、企業局の範疇だとは考えております。
○川上委員
病院会計の中のくくりなんですか。
○企業管理課長
病院事業会計で行うものと考えております。
○川上委員
できたら最後の質問にと思うんですけれども、指定管理期間が３０年で、平成２０年の契約ですので、残りのほうが短くなってると思うんですよ。更新というか、選定をまたする時期が来ると思うんだけど、それに向けてのスケジュール的なイメージは、今あるんでしょうか。
○企業管理課長

今はまだスケジュールはございません。
○川上委員
地域医療振興協会が、国からは病院そのものが廃止対象、統廃合対象の名簿に挙げられ、一方で、バランスシート的にはまだプラスになってるというようなお話でしたけど、総医療費抑制政策とかが国によってとられる中で、病院経営はなかなか難しいと。現実に先ほど言った税引き前の当期利益は２年連続で赤字という状況になってきますと、全国の医療機関あるいは介護施設なども委託を受けたり、指定管理になったりしてる組織ですけども、早めの協議をきちんとしていかないと。そのためにはいろんな公立病院を抱える自治体としての責任の在り方っていうこともあると思うんですね。
そういった点でいえば、今後の経営の仕方についての考え方はあると思うけど、いずれにしても現在の指定管理者との協議は始めていておかしくないのではないかと思います。いつ頃から始めるとかいう見通しもないんでしょうね。
○企業管理課長
現在のところ見通しはございませんが、今後は国や県の動向を注視し、その上で地域における市立病院の果たすべき役割をしっかりと見極め、中核的病院として最適な運営の在り方について、期間満了に向けて適切に検討してまいりたいと考えております。
○副委員長
ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
質疑を終結いたします。
これより討論、採決を行います。初めに、「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。
○川上委員
私は「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。
詳しくは本会議で述べます。要点について言えば、第一は、２０２２年から実施の水道料金３５％の大幅値上げに加えて、決算年度、今年３月３０日の答申書で新たに平均で２２％の値上げを提案されているからです。
また、水道事業全体の透明性の問題については、決算年度の上下水道事業経営審議会は傍聴できると、当たり前のことですけども、このようになっているし、それからホームページも改善されているところもありますが、全体としてまだ住民に開かれた透明な水道行政という点でいえば、課題が幾つもあるように思います。それを指摘しておきたいと思います。
それから、内部留保との関係で言いますと、内部留保の目標が過大な計画によって引き上げられているんではないかと思われる状況があります。当然ながら、それとの関係で水道料金の設定が変わっていこうとしていることについて心配をしております。
それから最後に、市の水道事業でありながら、民間に包括的に一括して委託をかけてもう長いんですね。条例上は水道民営化がいつでもできるような姿になっておりますので、それに向かっての動きをしていると考えてしまいかねないこともありますので、賛成できません。
以上で討論を終わります。
○副委員長
ほかに討論はありませんか。
（　な　　し　）
討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」について、認定することに、賛成の議員は挙手願います。
（　挙　　手　）

賛成多数。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。
次に、「認定第１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。
（　討論なし　）
討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。
次に、「認定第１３号　令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。
（　討論なし　）
討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１３号　令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。
次に、「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。
○川上委員
「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に反対の立場から討論を行います。
審査の過程で、国の総医療費の抑制政策、あるいは公立・公的病院そのものを統廃合してしまうという動きの現れという、決算を見てとることができました。
市立病院は公立病院として、地域医療の中心的な役割を果たすものとして支えていかなければならないと思います。そういった点で、今回の事業会計には国のそういう政策の反映があると思われますので、賛成できません。詳しくは本会議で述べます。
○副委員長
ほかに討論はありませんか。
（　な　　し　）
討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、認定することに、賛成の議員は、挙手願います。
（　挙　　手　）
賛成多数。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。
次に、「議案第９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。
○農林振興課長
「議案第９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の６１ページをお願いします。本市場の花き部につきましては、卸売業者の事業閉鎖により、令和６年８月２４日付で運営を休止しております。市では早期の再開を目指し、新規卸売業者の誘致などに取り組んでまいりましたが、決定には至らず、再開の見通しが立たない状況となっております。このため、市長の諮問を受け、花き部の運営について審議を行ってきた飯塚市地方卸売市場運営審議会の答申に基づき、花き部を廃止する方針を決定しましたので、当該条例の関係規定を整備するものでございます。
６２ページの新旧対照表をお願いします。改正の主な内容は、花き部を廃止することに伴い、市場が青果のみを取り扱うこととなるため、「部」の区分を廃止し、関係する規定を整理するとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

６６ページをお願いします。廃止後、花き部の施設は現在の青果部卸売業者に使用を許可する方針としております。これに伴い、別表第３の改正後の欄に記載のとおり、当該施設名称を「青果棟別棟」に改め、花き部施設のそれぞれの面積と使用料を合算し、一つの区分として定めるものでございます。

６７ページをお願いします。この条例の施行期日は、福岡県知事による花き部廃止の変更認定を受けた日といたしております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（　討論なし　）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（　異議なし　）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備工事）」につきまして補足説明をいたします。議案書の７０ページをお願いいたします。「議案第９９号　工事請負契約の締結」につきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第２条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件につきましては、契約金額２億１４８４万７６００円で、オガワ設備工業株式会社、代表取締役竹内武志と契約を締結するものであります。

議案書の７１ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和９年１０月２９日までとしております。

入札執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、業者選考委員会において、管（空調）Ａ等級の市内登録業者を指名することを決定し、６月１６日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、７者指名し、４者が辞退され、３者による入札の結果、予定価格２億３３５３万円に対し、落札額２億１４８４万７６００円、落札率９２％となっております。

以上、議案の補足説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この入札の過程で談合情報的なものは寄せられましたか。

○契約課長

寄せられておりません。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

（　な　　し　）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（　討論なし　）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９９号　契約の締結（競走場ロイヤルス

タンド空調設備改修工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩いたします。
休　憩　１３：５６
再　開　１４：０４
委員会を再開いたします。
次に、「議案第１０３号　市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。
○土木管理課長
「議案第１０３号　市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書８８ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第８条第１項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回、認定する路線は９路線、延長１１１２．２メートルでございます。
市道認定路線明細に記載しております一連番号１番から８番の路線は開発帰属に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は８９ページ、９０ページに記載しております。
続きまして、市道認定路線明細に記載しております一連番号９番の路線は寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、９１ページに記載しております。
以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。
○副委員長
説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
○川上委員
これは、寄附をする相手はどこですか。
○土木管理課長
開発事業者からの帰属によるものでございます。
○川上委員
開発事業者はどこですか。
○土木管理課長
坂平末雄氏でございます。
○副委員長
ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。
○川上委員
私は「議案第１０３号　市道路線の認定」に賛成の立場から討論します。
この件については、鎮西中学校跡地売却に伴って、現在、それが適切であったかどうかについて、１００条調査を求める請願が出ています。
一方で、開発がこのように進んでいる中で、現実に道路が必要であることは、市道とすることについては必要なことだと考えますので、同意するものです。討論を終わります。
○副委員長
ほかに討論はありませんか。
（　な　　し　）
討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１０３号　市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
川上委員から「飯塚市立病院の感染性医療廃棄物について」、所管事務調査をしたい旨の申出があっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。
○川上委員
飯塚市立病院における医療廃棄物、特に感染性廃棄物の処理が法に基づいて適正に実施されているかを目的に所管事務調査を行いたいと思うわけですけれども、視点としては以下の４点であります。第１は取扱いの基本。第２は処理計画。第３は処理実績。第４は契約内容。よろしくお願いします。
○副委員長
お諮りいたします。本委員会として、「飯塚市立病院の感染性医療廃棄物について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。
「飯塚市立病院の感染性医療廃棄物について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。
○川上委員
それでは、まず、先ほど申し上げました４点のうちの第１点ですけども、感染性医療廃棄物の取扱いの基本が分かるものはどういったことになっているか、お尋ねします。
○企業管理課長
飯塚市立病院からの聞き取りとなりますが、特別管理産業廃棄物処理に関する計画に基づき処理を行っているとのことです。
廃棄物処理の流れでございますが、感染性廃棄物等が発生した場合には、県知事の許可を受けた特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特定管理産業廃棄物処分業者（中間処理）に委託し、収集運搬及び中間処理を行っております。
また、その後の処分につきましては、特別管理産業廃棄物処分業者（最終処分）により、廃棄物処理場において最終処分が行われているところでございます。
○川上委員
特別管理産業廃棄物処理計画書を事業者が出さなければならないと、福岡県知事宛てにとなっていますが、具体的にはどのように計画はなっているか、お尋ねします。
○企業管理課長
この計画書につきましては、年度ごとに県のほうに提出をされております。内容としましては、事業場の名称、事業場の所在地、計画期間、それと事業の種類、事業の規模、従業員数等が書かれております。
○川上委員
直近のものとしては、いつ提出があっていますか。
○企業管理課長
令和８年７月２９日付で提出をされております。
○川上委員
そうであれば、先ほど言われました項目があるでしょ。それごとに内容を言ってください。
○企業管理課長
事業場の名称、飯塚市立病院。事業場の所在地、福岡県飯塚市弁分６３３－１。計画の期間２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日。事業の種類、医療業。事業の規模、病床２５０床規模。従業員数３３５名、４月現在でございます。

○川上委員
　その下があるでしょ。
○企業管理課長
　特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程として、各部署から発生する感染性廃棄物を指定保管場所へ一時保管。その後、有限会社大山産業により回収・運搬。その後、響灘西部廃棄物処分場にて最終処分となっております。
○川上委員
　その下もあるでしょう。
○企業管理課長
　管理体制としましては、管理責任者が病院長、取扱責任者が各職場長、取扱者が各職員となっております。
○川上委員
　そこで、各部署から発生する感染性廃棄物とは、具体的にはどういった物になりますか。
○企業管理課長
　法律においてにはなるんですが、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する物としてあります。
○川上委員
　市立病院院長が服部誠太郎さん、知事宛てに出した処理計画書の中に、各部署から発生する感染性廃棄物を指定保管場所へ一時保管、云々と書いているわけですよ。
　だから、具体的に飯塚市立病院で出て来る感染性医療廃棄物というのはどういう物か。
○企業管理課長
　医療行為等により廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、輸液点滴セット、体温計等の医療機器等のうち、人が感染し、もしくは感染するおそれがある病原体が含まれ、もしくは付着し、またはこれらのおそれがある物になります。
○川上委員
　ハザードの種類によって、赤色の物は液状、または泥状の物ということで、手術などで発生する組織、だから、人体の一部もあるってことですよね。
　それから、血液、体液などの廃液でしょ。
　黄色というのが、鋭利な物ってなっているじゃないですか。注射針、針付き注射器、メス、アンプル、ガイドワイヤー、手術輸血セット針付き、輸血ルート針付き、血液、体液、組織及び病源、微生物等の付着した試験管やシャーレ、滅菌、橙色マークが、血液等の付着した固形物でしょ。血液、体液、胸水、腹水等で目に見えて汚染された機材等、血液、体液、胸水、腹水等が付着したシリンジディスポ製品、手袋、ガーゼ等、輸血ルート針なし、抗がん剤に付着した物、使用済み容器等を含む、ＨＩＶ、ＭＲＳＡ、多剤耐性毒能菌などの感染症患者に使用した機材等、結核病等手術室、ＩＣＵにおいて治療や検査等に使用した機材等、病源体の検査等に用いられた試験器具、これが、指定保管所に一時保管されるわけでしょ。この一時保管というのは病院施設内で保管するんですね。
○企業管理課長
　病院敷地内になります。
○川上委員
　それは何か所ぐらいあるんですか。
○企業管理課長
　すみません。場所についてはちょっと把握はできておりません。
○川上委員

当然、鍵つきだと思いますけど、これはこの間、事故が起こったことはないですか。
○企業管理課長
事故については、報告等はあっておりません。
○川上委員
事故があった場合は報告するようにルール上なってるんですか。
○企業管理課長
ルールといいますか、指定管理者のほうで何か事故等ございましたら、必ず市のほうに報告は頂いております。
○川上委員
どういう場合、報告があるんですか。
○副委員長
暫時休憩いたします。
休　憩　１４：２１
再　開　１４：２２
委員会を再開いたします。
○企業管理課長
飯塚市立病院の指定管理に関する協定書第２４条において、市立病院、乙は病院の施設等を損傷し、もしくは滅失し、または病院においてその他事故があったときは、速やかに甲に報告しなければならないとなっております。
○川上委員
そうすると、今言った特別に管理しなければならないものが、事故があった場合、例えば、持ち出されたとか、それによって感染したとかというようなことは、その他の事故に入るわけですか、その条項との関係では。
○企業管理課長
そうです。その他の事故があった場合に入ることとなります。
○川上委員
そのことは指定管理者、病院側とは確認してるんですか。この感染性医療廃棄物について、もし万が一のことあったときは、この条項によってきちんと報告してくださいっていうふうになってますか。
○企業管理課長
個別には話はしておりませんが、事故があれば必ず報告は頂いている状況でございます。
○川上委員
そのことについては、その他の事故の中にこのことが該当しますよというのを念押ししておってもよいのではないかと思います。
いずれにしても、その他の事故では報告があってないということなんだけど、それは後で実績のところで関連するかもしれませんけど、３点目は、計画はそうなってますということなんだけど、処理実績については、計画どおり行われたかについては、どこで、誰が、どういう手段によって確認するのか、お尋ねします。
○企業管理課長
指定管理者のほうに、処分が行われましたらマニフェストの提出が処分業者から行われますので、それによって確認をしている状況となります。
○川上委員
マニフェストで確認をしたというのは、市は確認するようにはなってないんですか。
○企業管理課長
マニフェストについて市は確認を行っておりません。

○川上委員
　処理の実績という点では、さっきは赤とか言いましたけど、内容、種類ごとに計画を出し、そして、マニフェストの結果も病院の手元には来るんだけど、その状況というのは、市は把握するようになってますか。
○企業管理課長
　マニフェストについて提出は受けておりませんので、市のほうで確認は行っておりません。
○川上委員
　提出をしてなくても市が見たりということはあるんではないかと思ったんだけど、そういうこともしないんですか。
○企業管理課長
　年間で委託契約をされる案件については一部委託をされてあるんですけれども、それは、年１回、業務委託に係る業者についての報告は受けておりますが、業務自体の進捗とか、そういったマニフェスト等の提出は受けておりません。
○川上委員
　提出を受けていなくても、飯塚市はチェックできるように指定管理契約の中ではなってないんですか。
○企業管理課長
　提出を求めることはできるかと思います。
○川上委員
　契約の中にはないですか。
○企業管理課長
　協定書の第１１条に、事業報告書等というのがございます。内容としましては、乙は事業報告書及び決算書を当該年度終了後６０日以内に甲に提出するものとする。乙は会計に関する帳票、その他事業に係る記録を整理し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときはその状況を報告しなければならないとなっております。
○川上委員
　そうしますと、その条項によって、第１１条によって、今後は要求することができる感じですか、提出を。
○企業管理課長
　必要なときは提出を求めることはできるかと思います。
○川上委員
　どういうときが必要なときだと思いますか。
○企業管理課長
　事故が発生したときには提出を求めることができるかと思います。
○川上委員
　それは第２４条じゃないんですか。だから、事故が発生する前にきちんとした処理がされているかを見ることができないのかと、先ほど聞いたんですよ。つもりだったんですよ。それからいえば、第１１条とせっかくおっしゃったので、その中でよく協議をして、これについても処理実績をくださいというふうにすることは、緊張感を維持する上では意義があるのではないかと思うんですね。
　それから、一時保管します有限会社大山産業が回収及び運搬して、嚮灘西部廃棄処分場にて最終処分となっていますね。飯塚市立病院の中の一時保管庫があります。そこに大山産業が来ます。どういった物に乗せるんですか。
○企業管理課長
　申し訳ありません、そこは確認はしておりません。

○川上委員
　それで載せますね。鍵がついているでしょう。そして、そこからどこに行くんですか。
○企業管理課長
　市立病院から中間処理処分業者である大山産業へ運ばれ、そこで中間処分処理がされるものと思われます。
○川上委員
　大山産業は稲築才田ですよね。山間部に事業所があるようでしたけど、ここに先ほど言ったような、赤とか言いましたけど、感染性の物を持ち込んで、どういう中間処理をするか分かりますか。
○企業管理課長
　焼却処分をされているようです。
○川上委員
　その焼却処分はどのような形でやっているか分かりますか。
○企業管理者課長
　申し訳ありません。そこは確認しておりません。
○川上委員
　回収した物は全てそこで焼却処分するんですか。
○企業管理課長
　大山産業は中間処分の感染性廃棄物の許可を持っておりますので、その分については、大山産業の嘉麻市稲築才田のほうで処分されております。
○川上委員
　焼却するんですか。
○企業管理課長
　焼却処分をされております。
○川上委員
　それは何によって確認していますか。
○企業管理課長
　市立病院に聞き取りをしております。市立病院は大山産業のほうに確認をしております。
○川上委員
　確認をしているというのは、現地に行って処分している状態を見たりしているんでしょうか。それとも、電話で確認している。
○企業管理課長
　電話で確認されております。
○川上委員
　しかし、市立病院は、地域医療振興協会は、実態、実情について把握する責任がないんですか、直に。
○企業管理課長
　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条に、事業者の責任として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。また、事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、その運搬及び処分について都道府県知事の許可を受けた特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者へ委託することになっております。
○川上委員
　最後、４点目ですけど、契約内容、どういう契約を病院と、今回の場合は大山産業が結んでいるのか分かりますか。

○企業管理者課長
　契約につきましては、契約期間、委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価、処分方法等についての契約となります。
○川上委員
　正確に内容を具体的に捉えておいたほうがいいんじゃないかと思うんですね。
　実は、もう数年前になりますけど、本会議では一般質問の中で発言したことがあると思います。宮城県のある処理業者が病院から感染性医療廃棄物含む医療廃棄物を回収業として、結局、処理せずに、ヤードにうずたかく、「人体の一部」と書いていましたけど、そういう物を長期間に積み上げておったことが分かりました。それで、仙台市だったか、宮城県か分かりませんけど、そこが入って捜索して処分するというテレビで報道があったことがあるんですよ。それで、結局、病院の目の前からそういう危険な物でも見えなくなってしまえば、病院はなぜか安心してしまうというか。マニフェストももらってたんじゃないんですか、ちょっと不思議なことに。繰り返し指導した後に、そのことが第三者からの通報によってマスコミへ明らかになって、行政が動くというようなことがあったわけですね。インタビューを受けていましたよ、その業者が。「どうしてこんなことになったんですか」と。「処分するお金がないんだ」と。でも、処理費用は病院からもらっているわけでしょ。でも処理していなかったわけです。目の前から消えれば責任が終わったかのように感じたのかもしれません。
　どういう処分が下ったか御存じですか。
○企業管理課長
　申し訳ありません。存じておりません。
○川上委員
　一度、情報共有したかなという気がするんだけど、職員の方は異動があったかもしれませんけど。
　それで、もちろん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と思いますが、結局、医療機関が廃棄物については、排出元ですから責任を持って処分するということになっていくわけですけど、そういった点でいえば、今回、排出元事業者は市立病院と具体的な院長ということになるんでしょうけど、何かあってからではどうなのかということになるわけですから、飯塚市立病院ですので、設立者は市長でもありますので、排出から処分まできちんとした法に基づく行為が行われているかどうかについては、丁寧に飯塚市としてチェックをかけておく必要があるんではないかなというふうに思います。
○副委員長
　ほかに質疑はありませんか。
　（　な　　し　）
　質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査を終了とすることに、ご異議ありませんか。
　（　異議なし　）
　ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了することに決定いたしました。
　お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、２件について報告したい旨の申出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。
　（　異議なし　）
　ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。
　「飯塚市立病院の現状について」報告を求めます。
○企業管理課長
　令和７年度の損益・貸借並びに直近の医師数等の状況及び診療科目別患者数の状況について報告させていただきます。

まず、資料１ページをお願いします。損益の状況につきましては、令和７年度は、入院・外来患者数の減少に伴い医業収益が前年度比４４００万８千円減の４４億２１４９万７千円となりました。一方、人件費や物価高騰による材料費・修繕費等が増加し、事業費用は５０億８２４０万１千円となった結果、税引前当期利益は１億７９０５万７千円の赤字となっております。

貸借対照表につきましては、総資産は、補助金の交付による普通預貯金の増加や医療機器リース資産の増加などにより、期首比１７２９万９千円増の１５億６８１０万９千円となりました。

一方、総負債は、運転資金としての長期借入金の増加などにより、期首比２億６９６万３千円増の１４億９９３２万円となり、当期未処分利益は５７４３万４千円となっております。

次に、資料２ページをお願いします。医師数の状況につきましては、令和８年４月１日と令和８年８月１日を比較しますと、常勤医師及び非常勤医師ともに１名減の合計８１名となっております。なお、看護師数の状況につきましては、正職員が５名減で計１９５名、臨時職員は２名減で計３８名、合計は２３３名となっております。

次に、資料３ページの診療科目別患者数の状況につきましては、本年度の４月から７月までの１日平均で、入院患者数１８５．５人、外来患者数３２０．５人となっており、前年同時期との比較では、入院患者数で５．９人の増、外来患者数で１．３人の増となっております。病床利用率は７４．２％、紹介率は８６．９％で、前年同時期との比較では病床利用率は２．３ポイントの増、紹介率は０．７ポイントの増となっております。

以上で報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回、報告いたします工事は、建築一式工事１件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内建築一式工事のⅠ等級及びⅡ等級に格付けされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の１ページをお願いいたします。本件「相田公営住宅集会所建設工事」につきましては、９者による入札を執行いたしました。その結果、落札額７８１０万円、落札率９６．６９％で、有限会社まつよしが落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により、落札者を決定いたしております。

なお、２ページ以降については、入札結果、位置図の資料を添付しております。

以上、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

有限会社まつよしはどういう会社か教えてください。

○契約課長

会社名、有限会社まつよし。住所、飯塚市口ノ原９８１番地、代表取締役、高取一雄。資本

金が５００万円。建築一式工事を請け負っている会社でございます。
○川上委員
　集会所はいつ着工になるんですか。もう着工しているんですか。
○契約課長
　令和８年８月１９日に契約いたしておりますので、工期が令和８年８月２０日から令和９年２月２６日までとなっております。
○川上委員
　着工はしているんですか。
○住宅課長
　先週の相田団地集会所の工程会議におきまして、今週から基礎工事に入るというふうに聞いております。
○川上委員
　予定価格８千万円の集会所なんですね。どういう集会所ですか。
○住宅課長
　集会所につきましては、木造平屋建て、延べ面積が１６３．５４平米、収容人数は２１４．４６人というふうになっております。
○川上委員
　このスケール規模はどういう判断なんですか。
○住宅課長
　相田集会所につきましては、相田団地自治会のほうも使いますので、そこら辺の人数を勘案したところでこの広さを設定しております。
○川上委員
　２００人って聞こえたんですけど、２００人なんですか。
○住宅課長
　収容人数の件につきましては、建築概要の中に、大体１人当たり０．５平米というふうに計算しておりますので、計算上は２１４．４６人というふうになっております。
○川上委員
　何か基準があるんですね、集会所の。床面積の基準があるんですか。
○住宅課長
　すみません、今、手元に詳細な資料がございませんので、ちょっと答弁のほうは控えさせていただきます。
○川上委員
　報告を求めていないのに、報告したいって言ってきたんでしょ。手ぶらで来たわけ。どうしたら分かるんですか、今の質問には。８千万円ですよ。契約価格は７８００万円だけど、予定価格は８千万円なんですよ。集会所は要るでしょう。なぜ、そのスケールなのかと。なぜ、８千万円なのかっていうところを今お聞きしてるわけです。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１４：５０
再　開　１５：０２
　委員会を再開いたします。
○住宅課長
　集会所につきましては細かい基準というのはありません。今回の集会所につきましては、建設基本計画の集会所計画の中において設定されたものでございます。その中に床面積１５０平米程度を目安にした木造建ての計画とするとか、給湯室はサークル活動等に配慮し、複数人で

使用できるようスペースを確保するなどが盛り込まれておりますので、今回このような設計になっております。
○川上委員
　二百何人と言われましたかね。
○住宅課長
　２１４．４６人と答弁いたしました。
○川上委員
　その２１４人というのは、何という表現をしたらいいんでしょう。
○住宅課長
　床面積を基準に１人当たり０．５平米で割り戻した数字で、２１４．４６人となっております。
○川上委員
　ちょっと意味がよく分からない。
　１期、２期、３期まで行くのかな。４期までいく建て替え事業があるでしょう。それで管理戸数が決まっているんでしょ。その管理戸数との関係で集会所の面積が決まるという意味ですか。
○住宅課長
　広さ等につきましては、先ほど申し上げました建設基本計画の中で諸条件を付しまして設計しております。４棟目まで建設が終わった際には、１８６世帯が入るような形になっております。
○川上委員
　例えば、県営住宅が３棟あるじゃないですか。あそこの前に県営の集会所があるでしょ。また、県営清水谷のほうにも集会所がありますよ。あれと比較すると物すごく大きい感じになるんですか。
○住宅課長
　県営住宅の集会所につきましては県営住宅の住民だけが使用する集会所という位置づけになっておりますが、相田団地の集会所につきましては地区公民館としての役割も担っておりますので、この規模になったというふうに記されます。
○川上委員
　ちょっとよく聞き取りにくかったけど、入居者以外の方々も対象にしているので、この規模と言われたんですかね。
○住宅課長
　現在の相田団地の集会所につきましても、相田団地自治会の方々が利用しておりますので、今後もそういった利用方法になるかと思います。
○川上委員
　そうしたら、これは相田団地自治会集会所ということなんですか。
○住宅課長
　事業名は相田団地集会所というふうになっております。
○川上委員
　しかし、実態は、今のお話だと、相田団地自治会集会所ってことですか。
○住宅課長
　自治会も使用する集会所となっております。
○川上委員
　自治会も使用するんじゃなくて、今のお話だったら相田団地自治会集会所じゃないんですか。しかも、基準は関係がないというわけでしょ。未検討で規模も決めたんでしょ。誰と話し合っ

てこの規模を決めたんですか。
○住宅課長
　先ほど申しました建設基本計画を基に、相田団地建替連絡協議会の皆様の意見を聞きながら、この規模になったというふうになっております。
○川上委員
　この規模の物を地元が造ってくださいというふうに言ったわけですか。
○住宅課長
　規模自体はもう既に基本設計のほうで決まっておりましたので、これに対して、肉付けをされてきたと。また、配置等を地元と一緒に考えてきたというふうになっております。
○川上委員
　間取りを教えてください。
○副委員長
　報告事項の追加資料の提出があっておりますので、ご確認ください。
○川上委員
　今、立面は拝見いたしました。ありがとうございます。平面のほうもお願いします。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１５：０８
再　開　１５：１１
　委員会を再開いたします。
○川上委員
　平面図を頂きまして、ありがとうございます。
　これはさっきの話だと、収容が２００人というように聞こえたのでちょっと驚いたんだけど、これは何人入るんですか。２００人と聞いたけど、これは２００人入るとかいう話とは全く違うってことでしょ。
○住宅課長
　あくまでも玄関ホール等を含めたところで、ぎちぎちなんですけども、人が２１４人入るというような形になっておりますので、実際には、その人数は収容できないかというふうに考えております。
○副委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１５：１２
再　開　１５：１３
　委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。
　（　な　　し　）
　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
　これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。